

横浜市行政不服審査会答申
(第119号)

令和4年8月16日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、横浜市南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が、生活保護の被保護者である審査請求人に対し、審査請求人が養育費の過少申告及び未申告、未申告銀行口座の存在、慰謝料や就労・その他収入の未申告（以下「本件未申告等」という。）を理由として、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づく生活保護費用等徴収金決定処分（令和 3 年 8 月 10 日付け南生支第●号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が本件処分に係る処分庁の事実認定は職権乱用であるなどとして、本件処分の取消しを求めた事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人が申告義務を負う収入とは、預金口座に入金された金額ではなく、そこから精神疾患の治療やその時々審査請求人を自立へと導くために要した諸経費を差し引いた残金である。本件においては諸経費が預金口座に入金された金額を上回っているから審査請求人に収入はない。
- (2) 審査請求人は継続的な心神喪失状況にあり、本件未申告等について責任を問われるべきではない。
- (3) 審査請求人は横浜市南福祉保健センターから種々の精神的DVを受けた。処分庁の事実認定は職権乱用であり、証拠はねつ造である。
- (4) 本件処分を取り消す裁決を求める。

4 処分庁の主張の要旨

本件未申告等に係る収入は、いずれも法第 61 条に基づいて審査請求人が申告義務を負う収入に当たる。

審査請求人は、審査請求人名義の口座に振り込まれている本件未申告等に係る収入について、いずれも受け取っていない、覚えていない等の届出、申告、説明を行った。

当該審査請求人の行為は、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31

日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。) 第13、その他、問13-1、②「法第78条によることが妥当な場合」の(d)「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するから、審査請求人に対して法第78条第1項を適用した本件処分が違法又は不当となるものではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人に法第61条の申告すべき「収入」があったか

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課しているところ、同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうることなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。そうすると、被保護者が法第61条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に利用可能な財産が増加するものであれば、その法的性質や原因のいかんは問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の

対象となるものについても、法第 61 条の「収入」に当たり申告の対象となる。

これを本件について見るに、平成 30 年 8 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に審査請求人名義の口座に存在ないし振り込まれるなどした金員の合計である 8,432,679 円は、審査請求人にとって現実に利用可能な財産の増加であることは明らかである。

したがって、本件未申告等に係る収入は、法第 61 条の収入として申告の対象となるべきものであり、審査請求人に、法第 61 条に基づく申告すべき収入があったことが認められる。

(2) 法第 78 条第 1 項該当性

法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めるところ、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解されるが、被保護者が本来申告すべき収入を申告せず、隠匿していたというためには、当該被保護者において当該収入が法第 61 条の届出義務の対象となるべき収入に該当することを認識又は認識すべきであったにもかかわらず、これを申告しなかったという事実が認められなければならない。

これを本件についてみると、審査請求人は、平成 30 年 9 月 4 日、処分庁の窓口において、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）の交付を受けるとともに、その内容について職員から口頭で説明を受け、その内容を理解したことを示す「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」と題された書面に署名押印しているところ、ハンドブックには法第 61 条に基づく届出の義務について詳細な説明が記載されており、その中には、「働きによる収入があったとき」だけでなく「働きによらない収入があったとき」として、養育費や損害賠償金・慰謝料等々の記載があるほか、被申請者名義の預貯金口座についての届出義務についても記載されている。

したがって、本件においては、審査請求人は、本件未申告等に係る収入が

届出の義務の対象となる収入に該当することを認識していたか、少なくとも認識すべきであったというべきであり、それにもかかわらず、それらを申告しなかった審査請求人の行為は法第 78 条第 1 項に違反すると認められる。なお、審査請求人は、審査請求人が心神喪失の状態にあったと主張するが、審査請求人が処分庁の調査や裁判所における訴訟に適宜対応していることなどからすれば、審査請求人がそのような状態にあったと認めることはできない。

よって、平成 30 年 8 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日までの保護費の支弁額に対して、本件未申告等に係る収入から必要経費等を除いた未認定の収入充当額（上記 8,432,679 円から同期間の所得税の控除額の合計 28,978 円及び必要経費額の合計 34,580 円を控除した 8,369,121 円）を月ごとの収入額に照らし合わせて充当した 2,131,583 円を徴収するとして本件処分に違法な点は見当たらない。

(3) その他

審査請求人は横浜市南福祉保健センターから種々の「精神的DV」を受けた、処分庁の事実認定は職権乱用であり、証拠はねつ造であるなどと主張するが、かかる事実は認められず、その他本件に現れた事情を総合しても、本件処分を不当として取り消すべき事情は見当たらない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分は、適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年10月21日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年11月10日	・ 弁明書等の受理
令和3年11月15日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年11月28日	・ 反論書等及び証拠申出書の受理
令和3年12月9日	・ 反論書の送付
令和4年3月2日	・ 事務連絡の送付
令和4年4月21日	・ 証拠書類の受理
令和4年5月25日	・ 事務連絡の送付
令和4年5月31日	・ 回答書の受理
令和4年6月29日	・ 審理手続の終結
令和4年7月5日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年7月12日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年8月16日	・ 調査審議